

# やいた楽市楽座売店出店者募集要領

## 1 出店（設置）期間

令和6年7月7日（日）午前9時00分～午後3時00分（予定）

※雨天決行

## 2 出店（設置）場所

デカーレ矢板敷地内（矢板市早川町174-22）

## 3 出店数等

- (1) 募集区画数は30区画（予定）とし、出店位置は実行委員会が決定する。
- (2) 売店の規模は原則として下記の通りとする
  - ・一般出店者（雑貨類）
    - 1区画16㎡（間口4m×奥行き4m）とし、1出店者につき2区画までとする。
  - ・キッチンカー出店者
    - 1区画24㎡（間口6m×奥行き4m）とする。
- (3) 出店者は実行委員会を選定及び決定する。

## 4 出店品目

売店における出店品目は、次に掲げるものとする。

- (1) 木工品、木や花の雑貨類、植物等
- (2) 飲食物
  - ア 製造加工品
    - 食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ法令等の規定に基づく適正な表示がなされているもの。
  - イ 現地調理品
    - あらかじめ食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に簡易な調理又は加工のみを行うもの。
- (3) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

## 5 出店者の条件

売店の出店者は、次に規定する出店要件のすべてを満たすものであること。

### (1) 出店要件

- ア 関係法令等により許可又は登録を要する営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- イ 関係法令等の違反により、申請時点において過去1年間以内に営業停止等の処分を受けていないこと。
- ウ 飲食物を販売する出店者については、申請時点において過去3年間に食中毒等の事故歴がないこと。
- エ 矢板市暴力団排除条例第2項に規定する暴力団員ではないこと。

## 6 出店申請

出店を希望する者は、実行委員会が定める期日までに次に掲げる書類を実行委員会に持参又は郵送で提出するか、もしくは下記QRコードを読み込み出店の申し込みをすること。

専用フォームからの申し込みは後日書類データをメールにて送る。記入したものを写真データもしくはPDFで実行委員会に提出すること。その際の提出方法はどの形式でも可とする。

公式インスタグラム（yaitarakuichirakuza）およびメール（yaitarakuichirakuza@gmail.com）でも出店の申し込みを受け付ける。

- (1) 売店出店申込書兼誓約書
- (2) 売店出店概要書
- (3) 営業許可証の写し（キッチンカー出店者のみ）  
※写真撮影したものでも可
- (4) その他、実行委員会が必要と認める資料

▼専用フォームはこちらから▼

<https://forms.gle/G3atThECBUvDB71fA>



## 7 募集期間等

令和6年6月21日(金)午後5時00分まで

## 8 出店料および売上手数料

### 【出店料】

- ・一般出店者  
1区画：3,000円  
2区画：5,000円
- ・キッチンカー出店者  
1台：5,000円

出店料については、**2024年6月28日まで**に次に記載の口座に振り込むこと。

あるいは**出店者説明会の際に受付にて直接支払うこと。**

### 【売上手数料】

売上金額の10%

### 【振込先】

金融機関名：足利銀行矢板支店

支店名：矢板支店

口座番号：普通 5533400

口座名義：やいた楽市楽座実行委員会

※振込手数料は申込者が負担すること。

※出店料納入後、開催日の**1週間前**までの出店取消、又は悪天候等により主催者判断で開催中止とした場合に限り、出店料を返戻する。

## 9 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、設置期間中は常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、実行委員会の指示に従い、売店の運営にあたらなければならない。

## 10 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡もしくは転貸し、又は運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り又は呼び込み販売をすること。

- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理・加工等を行うこと。
- (5) 申請品目以外のものを販売すること。
- (6) コピー商品など、法律に違反する物品や、社会通念上ふさわしくないと実行委員会が判断した商品を販売すること。
- (7) 拡声器や音響機器類を使用すること。
- (8) 周辺施設の付帯設備（電源、水道等）を使用すること。
- (9) その他、大会運営に支障を来すおそれのある行為を行うこと。
- (10) 運営側からの指示なく搬入および搬出を行うこと。

## 1 1 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 出店スペース及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したゴミは必ず持ち帰ること。
- (2) 販売品目等には、関係法令等の定めるところにより適正な表示を行うこと。
- (3) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両には、実行委員会が交付する駐車許可証を掲示すること。なお、搬入車両は1区画につき2台までとする。
- (4) 販売品等の搬入及び搬出は、実行委員会が指示する方法かつ時間内に完了させること。
- (5) 販売に必要な水道光熱、備品又は釣り銭については、各自で準備すること。
- (6) 火気及び燃料等危険物を使用する場合は、消化器を設置すること。
- (7) 飲食物を販売する売店にあっては、店舗前にゴミ箱を設置し、容器・食べ残し等を回収すること。
- (8) 飲食物を販売する場合は、本要領を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (9) 出店スペース部分には養生シート等を設置すること。また、飲食物を販売する者で油を使用する場合は、三方幕を設置したテント内で調理を行うこと。
- (10) 天候悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず危険回避等のために撤去命令等を出した場合は、その指示に従うこと。
- (11) その他関係法令等を遵守し、施設管理者及び実行委員会の指示に従うこと。

## 1 2 管理運営

売店における販売品等の管理は、出店者が責任を負い、火災や盗難その他不可抗力による災害に対しては、実行委員会は一切の責任を負わない。

## 1 3 事故等発生時の対応

- (1) 売店において、事件又は事故等が発生したときは、売店責任者は、初期対応にあたりとともに、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うこと。
- (2) 売店において、不審者又は不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実行委員会に報告し、その指示に従うこと。

#### 1 4 原状回復

出店者は、売店設置終了後、販売品等を搬出し原状回復をすること。この場合において出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、これに要した費用を当該出店者に請求することができるものとする。

#### 1 5 損害賠償

出店者が提供した飲食物による食中毒や、提供するサービス等に関するトラブルについて、実行委員会は一切の責任を負わない。また、出店者は、会場周辺施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負う。

#### 1 6 補填及び補償

- (1) 出店者は、収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良等、実行委員会が予測できない理由により、開催が中止又は縮小になった場合でも、出店の準備に要した経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

#### 1 7 申込先 および 問い合わせ

やいた楽市楽座実行委員会事務所

〒329-2141

栃木県矢板市早川町174番地2

デカーレ矢板推進室／株式会社トーセン矢板事業所

電話 0287-48-7380

E-mail : yaitarakuichirakuza@gmail.com